

# 日本美容外科学会誌 投稿規定

(平成 3 年 6 月 20 日改正)  
(平成 4 年 7 月 30 日一部改正)  
(平成 11 年 4 月 24 日一部改正)  
(平成 18 年 10 月 4 日一部改正)  
(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 25 年 7 月 10 日改正)  
(平成 30 年 10 月 1 日一部改正)  
(平成 30 年 11 月 15 日一部改正)  
(令和 5 年 1 月 17 日一部改定)

## 1. 投稿資格：

本誌への投稿は会員に限る。ただし、編集委員会が認めた場合にはその限りではない。

- 1) 論文の種類：原稿の内容は美容外科ならびにこれに関連のある領域とする。
- 2) 投稿区分 以下の投稿区分に分類し、タイトルの前に明記すること。
  - A. 投稿区分
    - 1) 総説、2) 原著、3) 手術主義・治療方法、4) 短報、5) 症例報告、6) 特別講演、7) 投書・寄稿、8) その他
  - B. 査読の有無
    - ・査読者 2 名による査読  
投稿区分の 1)、2)、3)、4)、5)
    - ・理事会及または編集委員長による査読  
投稿区分の 6)、7)、8)
  - C. 論文投稿依頼
    - ・学会開催後、シンポジウムの座長に総論を依頼すると同時に、担当したシンポジウムの中で優れた発表を推薦して頂けるように合わせて依頼する。推薦された発表者に対して、理事長・学会長・編集委員長の名前で論文投稿を依頼する。

## 2. 投稿の条件：

- 1) 著者および共著者全員が論文内容について異議のないことに同意していること。
- 2) 論文は他誌に未発表のものであり、かつ他の著作権を侵害しないものに限る。ただし例外として、他誌に発表されたものについて、異なる言語で書かれた論文など一定の要件を満たし、編集委員会が認めたものに関しては二次出版を認める。なお、本規定は International Committee of Medical Journal Editors による Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals (<http://www.icmje.org/>) に準拠したものである。
- 3) 他文献からの引用（引用改変、転載）は著者の責任において一次出版著作権者の許諾を得、編集委員会に許諾書を提出する。論文には出典を明示すること。

## 3. 投稿論文：

- 1) 原稿は他誌に発表されていないものに限る。特定会社の製品や治験に関するものは編集委員会の判断で掲載を断ることがある。尚、投稿される論文の内容に影響を及ぼしうる資金提供、雇用関係、その他個人的な関係を明示することを要する。特に研究に対して受けた企業、各種団体からの支援（金銭、物品、無形の便宜を含む）は開示しなければ

ならない。研究内容に関わる場合は具体的に支援内容（資金、物品、人的提供、測定など、便宜供与の実態）を記載する。

- 2) 本誌に掲載後の著作権は図表を含め、一般社団法人 日本美容外科学会に帰属し、掲載後の再投稿、他誌への転載は編集委員会の許可を要する。
- 3) 引用文献は出典を明確にし、図表写真の他文献よりの引用は、その著者並びに出版者の許諾を要する。
- 4) 原稿の採否は、編集委員会において決定するが、規定に添わない原稿の返却、あるいは編集委員会の責任において字句の訂正および修正をすることがある。
- 5) 受理した原稿は原則として返却しない。
- 6) 原稿はインターネットを用いて下記メールアドレスにデータを送付すること。（但し、大きなデータは大容量ファイル転送サービス等を用いる。また、PDF 形式のファイルでの投稿は不可とする。）

## 4. 患者プライバシーの保護：

個人が識別される症例の提示は、著者が患者のプライバシー保護の観点から十分な注意を払い、且つ責任を負うものとする。

## 5. 原稿作成上の注意：

- 1) 本文ファイル：doc、docx とし、用紙は A4 判縦を用い上下左右 5 cm の余白を取り、20 字×20 行の横書きとする。左余白に行番号（ページごとに振り直す）、右余白（上下、あるいは下中央）にページ番号を挿入する。日本語は全角、英数字・単位は半角を用いる。  
図表ファイル：doc、docx、xls、xlsx、ppt、pptx、jpeg とし、それぞれ Fig. 1、Table 1 のごとく番号と、各々の説明文をつける。  
原則として患者の名前、イニシャル、生年月日、病院での ID 番号、手術日、入院日など、患者の特定を可能とする情報を記載してはならない。  
なお、個人を特定できる写真等については患者本人の承諾書を同封すること。目隠しを施した場合も個人が特定できるものは同様に扱う。プライバシー保護の全責任は著者が負うものとする。

## 2) 原稿の順序：

- a) 表題：表題には著者名、肩書、所属施設、住所（電話番号、FAX 番号）を併記し、すべて英訳を付ける。さらに表題の左上方に総索引作成上の Keywords 5 つ以内を（和文でも英文でも可）付記する。
- b) 本文：できる限り以下の体裁を整える。はじめに（Introduction）、方法（Methods）、結果（Result）、考察（Discussion）、まとめ（Summary）。

- c) 文献（引用論文）：出現順に本文該当箇所に番号を付し、本文末に番号順に一括する。文献の書き方は次の順序とする。
- d) 雑誌の場合：著者：表題、誌名、巻数：開始ページ～終了ページ、発行年。著者名は3名までを連記し、それ以上はほかまたは et al とする。なお誌名の略記は本邦のものは日本医学図書協会編：日本医学雑誌略名表により、外国のものは Index Medicus 所載のものとする（次ページに略名の一部を掲載してある）。
- e) 図、写真および表：図、写真は下記のファイル形式で保存し、それぞれ1ファイルにまとめること。

3) 原稿の書き方：論文は横書き、常用漢字、ひらがな、現代かなづかいを用い、「である調」の文体とする。

総説、原著は原則として、タイトルページ、和文要旨・日本語キーワード、英文アブストラクト・英語キーワード、序文、方法、結果、考察、結語、利益相反の有無、(インフォームドコンセント、謝辞)文献の順に記載する。

①タイトルページには、論文タイトル、全著者名、所属機関（以上日本語・英語併記）、投稿区分、ランニングタイトル（25字以内）、連絡著者名と連絡先を記載する。なお、筆頭著者以外に連絡著者を指定する場合は、必ずオンライン投稿査読サイトの登録情報を更新すること。

②和文要旨は400字までとする。英文アブストラクトは200～250語程度にまとめ、英語を母国語とする者の校閲を受けること。キーワードは5つ以内とし、英文アブストラクトのキーワードは、日本語のアブストラクトと対応させた英語のみとすること。

数字はアラビア数字を用い、度量衡の単位は m、cm、mm、μm、kg、g、mg、μg、day、h、min、l、dl、ml などとする。

図（グラフ）、写真の最低解像度は1つあたり300dpiとし、図表ファイルの容量は10MBまでを目安とする。図表は本文中の挿入順にそれぞれ番号を付ける。図（グラフ、写真）は図の下部に図番号、タイトル、説明文を記載し、表は表の上部に表番号とタイトルを記載する。

外国人名、地名、薬品名および和訳しにくい用語以外は日本語を用いる。固有の医薬品や機器を記載する場合は、初出のみ一般名（商品名：製造販売者名）のように記載し、以降は一般名を用いる。なお、タイトル、要旨、キーワードには商品名は使用しない。略語は初出のみフルスペル（以下○と略す）のように記載する。年号は西暦とする。

英文アブストラクトはダブルスペースで作成し、必ず英語を母国語とする者の校閲を受けること。

文献の順序は本文中の引用順とし、引用箇所に肩番号を付け照合する。著者が4名以下のときは全員、5名以上のときははじめの3名までを書き、あとは「ほか」または「et al.」を付け加える。欧文文献の著者名は姓、名、(頭文字)の順とする。なお、本文中に著者の名を出して文献を引用する際には、1名：鎌倉<sup>1)</sup>、2名：酒井・今泉<sup>2)</sup>、Ikeda & Tanaka<sup>3)</sup>、3名以上：相川ら<sup>4)</sup>とする。雑誌略名は引用した雑誌に記載されている略名を使用すること。不明な場合は、日本語論文は医学中央誌、欧文誌では Index Medicus に従うこと。

4) 人名、固有名詞を除き和文中に使用する英語はすべて小文字または片仮名とし、外国語は必ずタイプする。

5) 数字は算用数字（アラビア数字）とし、度量衡単位は cm、g、ml などの符号を用いる。

## 6. 別刷：

希望者には、論文掲載学会誌を10部まで無料で送る。送り先は原則として筆頭著者宛とする。なお、掲載された論文および図、写真および表は理事長の許可なく宣伝広告用に供してはならない。

## 7. 利益相反状態の回避

(1) 全ての対象者が回避すべきこと

臨床研究・基礎研究の結果の公表や診療ガイドラインの作成などは、純粋に科学的な判断あるいは公共の利益に基づいて行われなければならない。本学会の会員は、研究結果とその解釈といった発表内容や、科学的な根拠に基づく診療ガイドラインなどの作成について、その研究の資金提供者の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者と締結してはならない。

(2) 臨床研究・基礎研究の試験責任者が回避すべきこと  
研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、下記の項目に関して重大な利益相反状態がない（依頼者との関係が少ない）者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- 1) 研究を依頼する企業の株の保有
- 2) 研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- 3) 研究を依頼する企業・団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）

但し、1)～3)に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該研究が極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該研究の試験責任医師に就任することができる。

## 送り先

〒106-0032 東京都港区六本木6-1-24  
ラビロス六本木3階 株式会社メディクルード内  
日本美容外科学会誌編集室  
E-mail: info@jsas.or.jp

## 記載例

- 1) 林寛子ほか：眉下皺取り術の効果. 日美外報. 25: 28-32, 2003.
- 2) Coleman SR: Structural fat grafting. Aesthet Plast Surg 18: 386-388, 1998
- 3) 一色信彦：眼瞼下垂. アトラス 目の形成外科手術書. pp158-185. 金原出版. 東京. 1988.
- 4) Rees, T.D., LaTrenta, G.S.: The Lip-Tip-Collumella Complex and the Alar Base. Aesthetic Plastic Surgery 2<sup>nd</sup> ed. pp245-292. W.B. Saunders, Philadelphia, 1994.